別記様式（第７条、第８条及び第９条関係）

時間外保育（変更）申込書

　　年　　月　　日

　（あて先）

　京　都　市　長

　　住所

　　氏名

下記のとおり時間外保育（変更）を申込みます。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 児　童　名 |  | | | |
| 児　童　名 |  | | | |
| 児　童　名 |  | | | |
|  | 京都市　　　　　　　　保育所 | | | |
| 時間外保育期間 | 年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで | | | |
| 保育時間 | 午前  午後 | 時　　　分　から | 午前  午後 | 時　　　分　まで |
| 希望する理由 |  | | | |
| 変更する理由 | １　児童の変更  ２　期間の変更  ３　時間外保育の中止  ４　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |

〈利用承認の結果について〉

１　この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことをしった日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

提出

公判期日等の通知書（写しを追加して提出）

⑧期間中保育を実施

公判期日等の通知書

公判期日等の通知書